

公共施設等総合管理計画について

平成30年11月2日(金)

総務省自治財政局



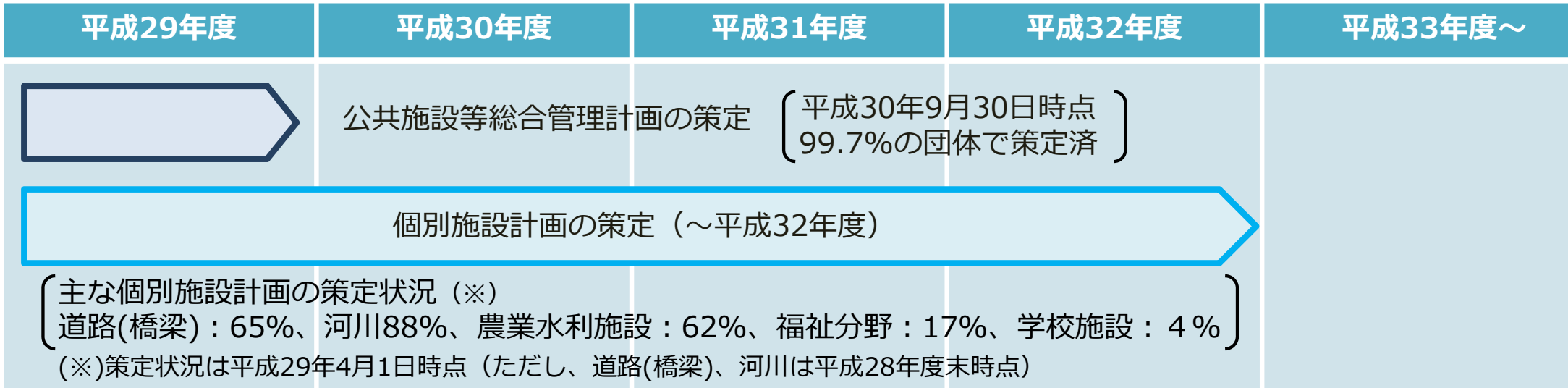
総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

公共施設等の適正管理の推進①

公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して個別施設計画の策定を促し、集約化・複合化や転用、長寿命化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進。

<イメージ>



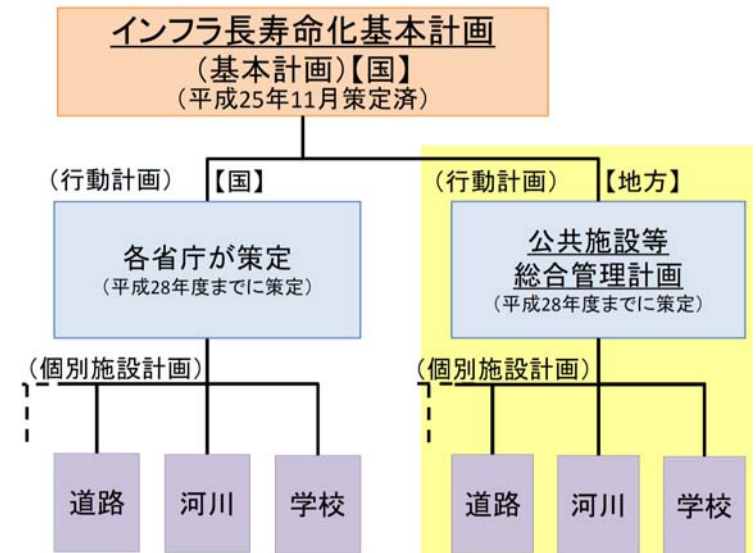
<公共施設等総合管理計画>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<個別施設計画>

公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等の適正管理の推進②

公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額の「見える化」

公共施設等総合管理計画について、中長期的な維持管理・更新費の見通しを明示するとともに、平成33年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すよう要請。

<イメージ>

〔現在(例:過去5年平均)〕

維持・更新等に
要している経費
100億円/年



〔今後30年間の経費〕

既存施設を
単純更新した場合 … **150億円/年**
長寿命化等の対策
を反映した場合 … **130億円/年**

〔効果額〕

**20億円/年
の削減**

地方債措置（公共施設等適正管理推進事業債）による取組の推進

期間：平成29年度から33年度まで（⑥は平成32年度まで）

- ① 集約化・複合化事業 （ 充当率：90% 交付税算入率：50% ）
- ② 長寿命化事業 （ 充当率：90% 交付税算入率：30%(財政力に応じて30～50%) ）
公共用の建築物(義務教育施設を含む)
社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)
- ③ 転用事業 （ 充当率：90% 交付税算入率：30%(財政力に応じて30～50%) ）
- ④ 立地適正化事業 （ 充当率：90% 交付税算入率：30%(財政力に応じて30～50%) ）
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業 （ 充当率：90% 交付税算入率：30%(財政力に応じて30～50%) ）
- ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 （ 充当率：90%(交付税措置対象分75%) 交付税算入率：30% ）
- ⑦ 除却事業 （ 充当率：90% ）

平成31年度の地方財政措置についての各府省への申入れ（抜粋）

- 各府省に対して、平成31年度概算要求に当たり留意又は改善すべき事項について、総務省から申入れを行っている（平成30年7月10日）。
- 公共施設等の適正管理の推進に関する申入れ事項は以下のとおり。

「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画に位置付けられる「公共施設等総合管理計画」等に基づき策定することとされている「個別施設計画」について、ガイドラインの策定等の支援を行い、平成32年度までの策定を促進するとともに、地方公共団体が公共施設等の老朽化対策等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。